

令和6年度 中野市の人事行政の運営等の状況の公表

※注釈のない限り、職員は常勤一般職のことをいいます。

1 職員の任免と職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和5年度	令和6年度			
一般 行政	議会	5	5	0	
	総務	75	78	3	事業見直しによる増
	税務	23	25	2	事業見直しによる増
	民生	138	135	△ 3	保育士退職による減、事業見直しによる増
	衛生	37	35	△ 2	事業見直しによる減
	労働	1	1	0	
	農林水産	22	22	0	
	商工	10	10	0	
	土木	27	27	0	
小 計	338	338	0		
特別 行政	教育	32	31	△ 1	事業見直しによる減
	小 計	32	31	△ 1	
公営 企業等	水道	10	10	0	
	下水道	9	9	0	
	その他	21	21	0	
	小 計	40	40	0	
合 計	410	409	△ 1		

(注1) 職員数は、一般職に属する職員の人数で、地方公務員の身分を持つ休職者などを含まず。

(注2) 職員数は、総務省定員管理調査での報告数値です。

(2) 採用職員と退職職員

採用者数	退職者数
12	13

(注) 採用者数はR6.4.1の採用者数であり、退職者数はR5.4.1～R6.3.31の期間の退職者数

(一部事務組合等派遣職員を含む)

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、人材育成と市民サービスの向上を図ることを目的に、平成28年度から実施しています。

評価の回数	2回
評価の時期	9月・3月
評価の方法	役割達成度評価・職務行動評価

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

①人件費の状況

(令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳 人口(年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	%
42,415	26,097,606	3,766,011	14.4

(注) 人件費には特別職及び会計年度任用職員に支給される給料、手当、共済費、報酬を含みます。

②職員給与費の状況

(令和6年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	共済費
	給料	職員手当	うち期末・勤勉手当	計 B		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
374	1,354,637	738,310	549,677	2,092,947	5,596	428,519

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 給与費は当初予算に計上された額です。

(注3) 職員数は令和6年4月1日現在の普通会計区分に属する人数です。(会計年度任用職員を除く)

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況

(令和6年4月1日現在)

職種	平均給料月額	平均年齢
	円	歳
一般行政職	316,900	42.7

(注1) 一般行政職とは、福祉職(保育士)、看護・保健職(保健師)などを除いた職種をいいます。

(3) 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和6年4月1日現在)

職種	採用	初任給	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
			10年～15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満	25年～30年未満	30年～35年未満	35年以上
		円	円	円	円	円	円	円
一般行政職	大学卒	196,200	279,300	308,600	341,700	374,400	403,000	408,100
	高校卒	166,600	245,400	278,700	325,900	343,900	359,000	399,800

(4) 職務上の地位別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
	標準的な職務内容	主事 主事補 主事補 技師補	主事 技師	係長 副主幹 主査 主任主事 主任技師	課長補佐 主幹	課長 室長 次長 副参事	部長 参事	
職員数(人)	34	38	104	23	33	17	8	257
構成比(%)	13.2	14.8	40.5	8.9	12.8	6.6	3.1	100

(5) 職員手当の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	中野市		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉
期末・勤勉手当 (令和5年度支給割合)				
6月期	1.2月分	1.0月分	同左	
(特定幹部職員)	(1.0月分)	(1.2月分)		
12月期	1.25月分	1.05月分		
(特定幹部職員)	(1.05月分)	(1.25月分)		
合計	2.45月分	2.05月分		
(特定幹部職員)	(2.05月分)	(2.45月分)		
※特定幹部職員とは 7級に属する職員をいう	※職務上の段階、職務の級等により 加算措置有			
管理職手当	7級在級者66,300円 6級在級者58,300円 5級在級者51,000円		-	

退職手当	自己都合 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度 その他特例	勤奨定年 19.6695月分 24.586875月分 28.0395月分 33.27075月分 39.7575月分 47.709月分 47.709月分 退職時特別昇給 なし	自己都合 勤奨定年 同 左
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務に従事した際に支給される手当 ①感染症予防等作業手当 ②行旅病人、行旅死亡人取扱作業手当 ③夜間医療相談手当		-
扶養手当	配偶者 父母等 子 特定期間加算	6,500円/月 6,500円/月 10,000円/月 5,000円/月	同 左
住居手当	借家・借間	家賃16,000円/月を超える場合に支給 ①家賃27,000円/月以下の場合 家賃 - 16,000円 ②家賃27,000円/月を超える場合 (家賃 - 27,000円) / 2 + 11,000円 限度額 28,000円/月	同 左
通勤手当	交通機関 交通用具	運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額 片道2km以上から支給 2,000円/月～31,600円/月	同 左 同 左
日宿直手当		1回4,400円	同 左
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主 その他の世帯主 その他の職員	17,800円×5ヶ月 10,200円×5ヶ月 7,360円×5ヶ月 支給月:11月～3月	同 左
時間外勤務手当		勤務1時間あたりの支給額の算出方法 $\frac{\text{給料月額} \times 12 \text{月} \times (\text{支給割合})}{(1 \text{年間の現日数} - \text{土日祝日} \cdot \text{年末年始}) \times 7.75 \text{H}}$	勤務1時間あたりの支給額の算出方法 $\frac{(\text{俸給の月額} + \text{地域手当月額}) \times 12 \text{月} \times (\text{支給割合})}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{週}}$
その他	その他に、休日勤務手当、夜間勤務手当及び災害派遣手当あり		-

(6) 特別職の報酬などの状況

(令和6年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額等	期末手当
	円	(令和5年度支給割合)
市長	836,900	6月期 1.65月分
副市長	682,400	12月期 1.75月分
教育長	611,900	計 3.40月分
議長	391,500	
副議長	331,400	
議員	308,100	

※期末手当支給額算出時に給料・報酬額に100分の40の加算措置有

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分であり、始業時間及び就業時間は原則として次のとおりです。

また、休暇の種類には、年次休暇、療養休暇、特別休暇（公民権の行使、職員の結婚、職員の出産、忌引等）、介護休暇、組合休暇があります。

なお、年次休暇の取得状況及び介護休暇の取得状況は次のとおりです。

(1) 一般職員の勤務時間の状況（標準例）及び年次休暇取得状況

始業時間	終業時間	平均取得日数
8:30	17:15	13.6

(注) 年次休暇の平均取得日数は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの一人当たりのものです。

(2) 介護休暇の取得状況 (令和5年度)

取得者数		取得期間			
男	女	4週以内	5～8週以内	9～12週以内	13～26週以内
人	人	人	人	人	人
0	0	--	--	--	--

5 職員の休業に関する状況

育児休業の取得状況 (令和5年度中に新たに取得した人数)

取得者数		取得期間		
男	女	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満
人	人	人	人	人
2	6	4	4	0

6 職員の分限と懲戒処分等の状況

分限処分者数及び懲戒処分者等数 (令和5年度)

分限処分者					懲戒処分者					訓告
免職	休職	降任	降格	小計	免職	停職	減給	戒告	小計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
0	5	0	0	5	0	0	1	0	1	0

(注1) 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的とします。

(注2) 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的とします。

(注3) 訓告とは、処分ではないが、自己の行為に対しての責任を自覚させ、将来を戒めて職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的とします。

7 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければいけません。

職務の遂行にあたって、職員が遵守すべき事項は次のとおりです。

- ①職務命令等に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③守秘義務
- ④職務専念義務
- ⑤政治的行為の制限
- ⑥争議行為等の禁止
- ⑦営利企業等の従事制限

申請件数	承認件数	承認した主な事項
件	件	
39	39	各種統計調査、公民館分館主事等

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法では、退職職員による現職職員への働きかけについて規制されており、これを受け、中野市では、中野市職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月から施行しています。

・元職員による働きかけの規制

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた所属の職員に対して離職後2年間は、離職前5年間の職務に関する契約等事務について、働きかけをすることが禁止されています。

9 職員の研修の状況

(1) 研修開催状況 (令和5年度)

独自研修		その他研修	
件	人	件	人
7	371	11	32

※受講者数は、延べ人数です。

(2) 研修実績と研修計画は次のとおりです。

(ア) 令和5年度 研修実績

区分	内容
独自研修	新規採用職員研修、公務員倫理と使命研修、職員ハラスメント研修、カスタマーハラスメント対応研修、職員人権教育研修、認知症サポーター養成講座、新規採用職員事前研修
その他研修（北信三市共催研修、長野県市町村職員研修センター及び全国市町村アカデミー等が主催する研修）	社会福祉施設長資格認定講習、情報システムの基礎研修、自治体におけるDXの推進研修、新規採用職員（前期）研修、中堅職員研修、税務職員初任者研修、法令実務A（基礎）研修、債権管理事務研修、財務諸表研修、カウンセリング・マインド研修、選挙管理事務の実務講座

(イ) 令和6年度 研修計画

区分	内容
独自研修	新規採用職員研修、コンプライアンス研修、ハラスメント研修、認知症サポーター養成講座、メンタルヘルス研修、人権教育研修、新規採用職員自主的活動、職員自主研修

その他研修（北信三市共催研修、長野県市町村職員研修センター及び全国市町村アカデミー等が主催する研修）	新規採用職員研修（前期・後期）研修、中堅職員研修、係長研修、課長補佐研修、部課長研修、採用5年目職員研修、人事・給与初任者管理事務研修、税務職員初任者研修、債権管理事務研修、法令実務A（基礎）研修、水道・下水道職員初任者研修、監査事務研修、セキュリティ総合研修、部下育成支援のコミュニケーション研修
--	---

10 職員の福祉と利益の保護の状況

（1）公務災害等の概要及び発生状況

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

（令和5年度）

認定件数	うち公務災害		うち通勤災害	
	件	件	件	件
4	4	0		

（2）福利厚生制度

（ア）職員健康診断等

定期健康診断、人間ドック等を実施しています。

（令和5年度）

区分	受診人数
定期健康診断	156
人間ドック	586
子宮ガン検診	80
乳房検診	85

（イ）職員互助会

福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、中野市職員互助会（令和6年4月1日現在会員数412人）を設置し、家族慰安推進事業、各運動部及びサークル等の活動助成、慶弔等の厚生に関する事業を行っています。この互助会は職員の会費及び市の補助金（令和6年度予算額3,000千円）などで運営されています。なお、会費は毎月のそれぞれの給料月額に1000分の3を乗じた額に10円の金額、その他に6月と12月に月会費の倍額を特別徴収しています。

（ウ）共済組合（長野県市町村職員共済組合加入）

地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担・拠出する財源により短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック等）を行っています。

（エ）公務災害（地方公務員災害補償基金長野県支部加入）

地方公務員災害補償法に基づき職員の公務中の災害、通勤途中の災害等に対し、地方公務員災害補償基金長野県支部が市に代わって補償する制度で、労働保険（労災）と同様の補償制度です。

11 その他市長が必要と認める事項

(1) 定員管理の取り組み

地方分権の推進、厳しい財政状況、行政課題の多様化などに対応し、スリムで効率的な行政運営に努めるために、行政改革を進めるなかで、職員数についても、適正配置や職員の資質向上を図ることにより、抑制に努めてきました。

今後も、行政需要を把握するなかで、適正な職員数の管理に努めていきます。

(ア) 年度別職員数の推移

(各年4月1日現在)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
職 員 数	426	423	425	424	428	425	418	410	409
増 減 員 数	△ 2	△ 3	2	△ 1	4	△ 3	△ 7	△ 8	△ 1

(注1) 職員数は、総務省定員管理調査での報告数値です。

(2) 北信広域連合公平委員会からの報告事項

(ア) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(令和5年度)

要求件数	調査・審査結果				
	全部容認	一部容認	取り下げ	棄却	却下
件	件	件	件	件	件
0	-	-	-	-	-

(イ) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求することができます。

(令和5年度)

請求件数	調査・審査結果			
	裁決	審議中	棄却	却下
件	件	件	件	件
0	-	-	-	-

(3) 会計年度任用職員の状況

(ア) 職員数

(令和6年4月1日現在)

区 分	職員数			
	保育所関係	小・中学校関係	その他	
第1号	人	人	人	人
第2号	243	91	48	104
第2号	62	54	8	0

(注1) 第1号とは、週の勤務時間が38時間45分未満のパートタイムの非常勤職員です。

(注2) 第2号とは、週の勤務時間が38時間45分のフルタイムの非常勤職員です。

(イ) 給料及び報酬について

職種別の基準月額及び在職年数に応じた上限額については下表のとおりで、月額及び時給は次の計算により得た額となります。

- ・月額 = 基準月額 × (定められた週の勤務時間 ÷ 38時間45分)
- ・時給 = 基準月額 ÷ (7時間45分 × 21日)

(令和6年4月1日現在)

職種	基準月額	上限基準月額
施設・車両管理員、一般事務・窓口、給食調理員、保育士補助、教育支援員補助、就労センター指導員、その他事務・補助員等	162,100円	170,900円
児童厚生・支援員	165,500円	174,900円
歯科衛生士、栄養士、その他相談・支援員等	173,600円	210,600円
保育士	177,600円	214,400円
保健師、管理栄養士、介護支援専門員、手話通訳士、社会福祉士、子どもセンター指導員、家庭児童相談員、教育相談員、学芸員、学校看護師、養護教諭補助、教育支援員等	187,300円	221,800円
非常勤講師、教育指導主事	208,000円	243,600円

(ウ) 各種手当

- ・期末手当(基準日: 6月1日、12月1日) (支給率: 年2.45月)
1週間の勤務時間が15時間30分以上かつ任用期間が6月以上の者に、基準日前6月間の在職期間に応じて支給
- ・通勤手当(費用弁償)
原則、常勤職員と同様に支給。ただし、週の勤務日が4日以下の場合は減額して支給
- ・退職手当
第2号会計年度任用職員が中野市職員の退職手当に関する条例の適用を受けるに至ったときは、本条例に基づき退職手当を支給

(工) 勤務条件等

任期は、任用の日から同日の属する会計年度の末日(3月31日)までの期間の範囲内(再任用あり)